

■（参考）本格運用開始時点において引き続き情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（平成29年11月13日時点）

別紙2

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続			特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
			管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名			
1	2	2-1-8ハ	2-99	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
2	3	3-1-9ハ	2-277	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
3	2	2-1-8イ	2-346	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
4	2	2-1-8ハ	2-347	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
5	6	6-1-5ロ	4-154	船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
6	16	12-1-5へ、ト	7-29	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
7	16	12-1-1へ、ト	7-41	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
8	14	11-1-1ロ、ハ	7-83	障害児入所給付費の支給決定	障害児入所決定を居住地都道府県等から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
9	16	12-1-2ホ、へ 12-1-6ホ、へ	7-117	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
10	16	12-1-8ト、チ	8-39	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課
11	10	9-1-1ロ、ハ	8-52	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	障害児通所決定又は特例障害児通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
12	16	12-1-4ト、チ	9-17	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

■（参考）本格運用開始時点において引き続き情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（平成29年11月13日時点）

別紙2

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	
			管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号				特定個人情報名
13	20	14-1-1イ、 14-2-1イ	12-3	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
14	27	20-2	16-3	個人住民税の障害者控除の適用	障害者に該当する者が適用される障害者控除の適用についての資格審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局市町村税課
15	27	20-6 (20-2イ) (20-2ロ)	16-4	軽自動車税の障害者減免	身体障害者等の方のために使用する軽自動車等に係る軽自動車税について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課環境・自動車税制企画室
16	28	21-1イ 21-1ロ	16-17	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が身体障害者等である場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課
17	28	21-3 (21-2イ) (21-2ロ)	16-18	自動車税の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課環境・自動車税制企画室
18	28	21-2イ 21-2ロ	16-19	自動車取得税の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車取得税について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課環境・自動車税制企画室
19	31	22-1イ、ロ	19-2	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
20	31	22-1イ、ロ	19-8	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
21	31	22-4 (22-1イ、ロ)	19-14	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
22	31	22-1イ、ロ	19-20	高額所得者の家賃の決定	公営住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課

■（参考）本格運用開始時点において引き続き情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（平成29年11月13日時点）

別紙2

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続			特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
			管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名			
23	31	22-2 (22-1イ、ロ)	19-26	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
24	31	22-2 (22-1イ、ロ)	19-32	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
25	31	22-3 (22-1イ、ロ)	19-38	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
26	31	22-5 (22-1イ、ロ)	19-44	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
27	31	22-6 (22-1イ、ロ)	19-50	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
28	31	22-7 (22-1イ、ロ) 22-10 (22-1イ、ロ)	19-55	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
29	31	22-9 (22-1イ、ロ)	19-60	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
30	31	22-1イ、ロ 22-2 (22-1イ、ロ) 22-3 (22-1イ、ロ) 22-7 (22-1イ、ロ) 22-9 (22-1イ、ロ)	19-64	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
31	31	22-2 (22-1イ、ロ) 22-3 (22-1イ、ロ)	19-69	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課

■（参考）本格運用開始時点において引き続き情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（平成29年11月13日時点）

別紙2

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続			特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
			管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名			
32	31	22-8 (22-1イ、ロ)	19-74	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
33	31	22-11 (22-1イ、ロ)	19-79	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
34	37	23-1	26-1	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
35	37	23-2	26-2	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
36	37	23-1	26-3	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
37	37	23-2	26-4	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
38	42	25-1-3イ	30-104	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（自己負担額の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課
39	42	25-1-3ハ	30-107	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（自己負担額の確認）	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
40	54	28-3 (28-1イ、ロ)	35-2	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
41	54	28-6 (28-1イ、ロ)	35-8	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
42	54	28-8 (28-1イ、ロ)	35-13	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課

■（参考）本格運用開始時点において引き続き情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（平成29年11月13日時点）

別紙2

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	
			管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号				特定個人情報名
43	54	28-7 (28-1イ、 ロ)	35-19	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
44	54	28-1イ、ロ	35-25	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
45	54	28-7 (28-1イ、ロ)	35-31	割増賃料を減免をする決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
46	54	28-2 (28-1イ、ロ)	35-37	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
47	54	28-9 (28-1イ、ロ)	35-43	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
48	54	28-4 (28-1イ、ロ)	35-48	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
49	54	28-10 (28-1イ、ロ)	35-52	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
50	54	28-1イ、ロ 28-2 (28-1イ、ロ)	35-56	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
51	54	28-5 (28-1イ、ロ)	35-61	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
52	55	29-1-1	36-2	障害者の職業紹介業務求職登録業務-求職登録票の確認	障害者として求職登録する際に必要な確認を求職者がハローワークから受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課

■（参考）本格運用開始時点において引き続き情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（平成29年11月13日時点）

別紙2

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続			特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
			管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名			
53	57	31-1-1ハ	37-3	児童扶養手当の認定請求に係る事実 についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童 扶養手当の認定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法という知的障害 者に関する情報	都道府県知事又は市町 村長	都道府県知事、指定都 市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家 庭局家庭福祉課
54	57	31-1-2ハ	37-19	児童扶養手当の手当額改定請求に係 る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定め る児童扶養手当の額改定請求に係る 手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法という知的障害 者に関する情報	都道府県知事又は市町 村長	都道府県知事、指定都 市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家 庭局家庭福祉課
55	57	31-1-5ハ 31-1-6イ	37-51	児童扶養手当の届出に係る事実につ いての審査	児童扶養手当法施行規則第4条に定 める現況届及び第4条の2に定める 障害の状態に関する届に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法という知的障害 者に関する情報	都道府県知事又は市町 村長	都道府県知事、指定都 市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家 庭局家庭福祉課
56	79	42-1-1	57-59	障害者初回雇用奨励金支給要件の確 認 - 対象労働者であることの確認 (身体)	特定求職者雇用開発助成金を支給申 請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法という知的障害 者に関する情報	厚生労働大臣（職業安 定局）	都道府県知事、指定都 市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定 局雇用開発部障害者 雇用対策課
57	79	42-1-1	57-61	中小企業障害者多数雇用施設設置等 助成金支給要件の確認 - 対象労働者 であることの確認（身体）	中小企業障害者多数雇用施設設置等 助成金を支給申請者が国から受ける ための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法という知的障害 者に関する情報	厚生労働大臣（職業安 定局）	都道府県知事、指定都 市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定 局雇用開発部障害者 雇用対策課
58	79	42-1-1	57-83	障害者トライアル雇用奨励金・短時 間トライアル雇用奨励金実施計画書 の提出時 - 実施計画書の確認 - 対象 労働者であることの確認（身体）	助成金を申請事業主が国から受ける ための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法という知的障害 者に関する情報	厚生労働大臣（職業安 定局）	都道府県知事、指定都 市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定 局雇用開発部障害者 雇用対策課
59	79	42-1-1	57-91	障害者職場定着支援奨励金 - 対象労 働者であることの確認（身体）	助成金を申請事業主が国から受ける ための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法という知的障害 者に関する情報	厚生労働大臣（職業安 定局）	都道府県知事、指定都 市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定 局雇用開発部障害者 雇用対策課
60	79	42-1-1	57-95	企業在籍型職場適応援助促進助成金 - 対象労働者であることの確認（身 体）	助成金受給に必要な認定を事業主が 管轄労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法という知的障害 者に関する情報	厚生労働大臣（職業安 定局）	都道府県知事、指定都 市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定 局雇用開発部障害者 雇用対策課
61	79	42-1-1	57-98	障害者職場復帰支援助成金 - 対象労 働者であることの確認（身体）	助成金受給に必要な認定を事業主が 管轄労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法という知的障害 者に関する情報	厚生労働大臣（職業安 定局）	都道府県知事、指定都 市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定 局雇用開発部障害者 雇用対策課
62	79	42-1-1	57-100	障害者職業能力開発助成金 - 対象労 働者であることの確認（身体）	障害者職業能力開発助成金を事業主 が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法という知的障害 者に関する情報	厚生労働大臣（職業安 定局）	都道府県知事、指定都 市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定 局雇用開発部障害者 雇用対策課

■（参考）本格運用開始時点において引き続き情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（平成29年11月13日時点）

別紙2

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	
			管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号				特定個人情報名
63	79	42-1-1	57-102	特定就職困難者雇用開発助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（身体）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障害者を雇い入れた事業主が、労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課
64	79	42-1-2	57-103	障害者初回雇用奨励金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	特定求職者雇用開発助成金を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
65	79	42-1-2	57-104	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
66	79	42-1-2	57-105	障害者トライアル雇用奨励金・短時間トライアル雇用奨励金実施計画書の提出時 - 実施計画書の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	助成金を申請事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
67	79	42-1-2	57-106	障害者職場定着支援奨励金 - 対象労働者であることの確認（精神）	助成金を申請事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
68	79	42-1-2	57-108	企業在籍型職場適応援助促進助成金 - 対象労働者であることの確認（精神）	助成金受給に必要な認定を事業主が管轄労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
69	79	42-1-2	57-109	障害者職場復帰支援助成金 - 対象労働者であることの確認（精神）	助成金受給に必要な認定を事業主が管轄労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
70	79	42-1-2	57-110	障害者職業能力開発助成金 - 対象労働者であることの確認（精神）	障害者職業能力開発助成金を事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
71	79	42-1-2	57-111	特定就職困難者雇用開発助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障害者を雇い入れた事業主が、労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課
72	80	43-1-3イ	59-95	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（自己負担額、適用区分の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課

■（参考）本格運用開始時点において引き続き情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（平成29年11月13日時点）

別紙2

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	
			管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号				特定個人情報名
73	106	53-1ロ、ハ	81-2	奨学金の貸与申請に係る審査（奨学金の貸与者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうかの審査における世帯構成員の状況の確認）	奨学金の貸与を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課
74	106	53-2ロ、ハ	81-9	奨学金の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人、世帯構成員の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課
75	106	53-3イ、ロ	81-17	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	奨学金債権償却の認定のための審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課
76	108	55-1-9ロ、ハ	84-97	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
77	108	55-1-1ト、55-1-1チ	84-102	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
78	108	55-1-1ト、55-1-1チ	84-105	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
79	108	55-1-1ト	84-108	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
80	108	55-1-5ニ、ホ	84-115	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
81	116	59の2-1へ、ト	94-8	子供のための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
82	116	59の2-2	94-23	子供のための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当

■（参考）本格運用開始時点において引き続き情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（平成29年11月13日時点）

別紙2

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	
			管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号				特定個人情報名
83	116	59の2-3	94-36	子供のための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職件による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
84	116	59の2-4	94-49	子供のための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等がなくなった場合に、居住地市町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当